健康福祉委員会資料

(健康福祉局関係)

- 1 令和3年第2回定例会提出予定議案の説明
 - (9) 議案第94号 川崎市福祉ホームの設備及び運営の基準に関する条例 の一部を改正する条例の制定について
 - 資料1 議案第94号 川崎市福祉ホームの設備及び運営の基準に関する 条例の一部を改正する条例の制定について

資料 2 新旧対照表

令和3年5月26日

健康福祉局

議案第94号 川崎市福祉ホームの設備及び運営の基準に関する条 例の一部を改正する条例の制定について

1 条例改正の背景

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準の一部改正(令和3年厚生労働省令第55号)

2 条例の主な改正内容

- (1)上記1に伴い、福祉ホームの設置者及び職員は、記録、保存その他これらに類するもののうち、書面で行うことが規定されている、又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができることとするもの
- (2) 上記1に伴い、福祉ホームの設置者及び職員は、説明、同意その他これらに類するもののうち、書面で行うことが規定されている、又は想定されるものについては、書面に代えて、電磁的方法によることができることとするもの

3 施行期日

令和3年7月1日

改正後

○川崎市福祉ホームの設備及び運営の基準に関する条例

平成24年12月14日条例第72号

改正前

○川崎市福祉ホームの設備及び運営の基準に関する条例

平成24年12月14日条例第72号

(電磁的記録等)

- 第20条 福祉ホームの設置者及び職員は、記録、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている、又は想定されるもの(次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。
- 2 福祉ホームの設置者及び職員は、説明、同意その他これらに類するもの(以下「説明等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている、又は想定されるものについては、当該説明等の相手方の承諾を得て、当該説明等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

附則

この条例は、令和3年7月1日から施行する。

(新設)